

鹿児島県保健医療計画（第8次計画）素案（周産期医療）に係る
各委員からの御意見及び対応（案）

No	委員名	意見概要	対応（案）	関連箇所
1	八田委員	<p>（ウ）地域周産期医療関連施設 「○正常な分娩や、リスクの低い帝王切開等に対応できる医療機関は、（中略）、県内に33施設あります。これらの施設は、（中略）重要な役割を担っています。」に以下を加筆することを検討してほしい。 33施設のうちクリニック以外の病院では出生数の減少に伴い混合病棟での分娩取り扱いとなっており、<u>母子の心身の安定・安全の確保等を図る観点から産科区域の特定や母子保健や福祉事業等との連携等を包括的に実施する病棟機能の充実が望まれます。</u></p>	<p>【子ども家庭課】 御意見を踏まえ、<u>以下のとおり追加します。</u></p> <p>・混合病棟を有する分娩取扱医療機関は、母子の心身の安定・安全の確保等を図る観点から、産科病床の区域特定（ユニット化・区域管理）等の対応を講じることが望まれます。</p> <p>また、<u>施策の方向性「イ 周産期母子医療センター等の医療機能の確保と連携の充実」に以下のとおり追加します。</u></p> <p>・分娩取扱医療機関は、混合病棟を有する場合、母子の心身の安定・安全の確保等を図るため、産科病床の区域特定（ユニット化・区域管理）など、当該医療機関の実情を踏まえた適切な体制の整備を推進するよう努めます。</p>	<p>資料1-2 P4, P14</p> <p>資料1-3 P4, P13</p>
2	上塘委員	<p>（エ）NICU等の整備状況 ・「国の基準（総合周産期母子医療センターに6床以上設置）を満たしています。」という部分を「国の基準を満たしているが、全国では最小である。」と記載してはどうか。</p>	<p>【子ども家庭課】 本県のMFICU病床数6床が「全国で最小」とはいえないため、<u>現行のままとします。</u></p> <p>※参考資料2参照。</p>	<p>資料1-2 P5</p> <p>資料1-3 P4</p>
3	上塘委員	<p>【図表5-4-29】本県の周産期医療体制について ・いまきいれ総合病院は三次施設として、鹿児島市立病院、鹿児島大学病院と連携しており、総合周産期医療の範囲に入れるべきではないか。</p>	<p>【子ども家庭課】 国の「周産期医療の体制構築に係る指針」において、総合周産期医療の機能を担う医療機関は、総合周産期母子医療センターとされていることから、<u>いまきいれ総合病院を総合周産期医療に位置付けることはできません。</u> なお、鹿児島大学病院については、総合周産期母子医療センターの認定は受けていませんが、合併症を有する妊婦、新生児に対応し高度かつ総合的な周産期医療を提供しており、当該図表の作成当時、鹿児島市立病院とともに本県の三次周産期医療機関に選定されていたことから総合周産期医療に位置付けられたものであるため、<u>変更は行わず現行のままとします。</u></p> <p>※参考資料3参照。</p>	<p>資料1-2 P6</p> <p>資料1-3 P5</p>

鹿児島県保健医療計画（第8次計画）素案（周産期医療）に係る
各委員からの御意見及び対応（案）

No	委員名	意見概要	対応（案）	関連箇所
4	北村委員	<p>エ 妊婦等に対する支援体制 ・「妊婦自身がより良好な状態において、妊娠・出産ができるよう、相談体制の充実や適切な保健指導の提供が重要です。」という部分を、（出産施設の集約化に伴い、個別かつ継続的な支援がより困難になることが予想され、）「正常からの逸脱を予防し、育児困難感や産後のメンタルヘルスへの影響を最小にするためには、妊娠期における継続性のある相談体制の充実や保健指導の提供が重要です。」と記載してはどうか。</p>	<p>【子ども家庭課】 御意見を踏まえ、左記の部分に以下のとおり追加します。</p> <p>・（前略）相談体制の充実や適切な保健指導の提供が重要です。分娩取扱医療機関の減少により、<u>分娩施設までのアクセスが悪化した地域の妊産婦に対しては、支援体制の充実が必要です。</u></p> <p>また、<u>施策の方向性「オ 母子保健医療対策の充実」</u>に以下のとおり追加します。</p> <p>・安心して子どもを産み育てられる（中略）支援の充実に努めます。</p> <p>また、<u>分娩施設までのアクセスが悪い地域の妊産婦に対しては、地域における妊婦健康診査や産前・産後ケア等の更なる支援体制の充実を図ります。</u></p>	<p>資料1-2 P13, P15</p> <p>資料1-3 P12, P14</p>
5	北村委員	<p>ア 医師や助産師等人材の確保と育成 ・「また、特別就学資金の貸与や、地域の産科医療機関への助産師出向に対する支援により、地域偏在の解消に努めます。」という部分を、「～地域の産科医療機関への助産師出向に対する支援や、助産師の専門研修をとおして、地域偏在解消や助産師の実践能力の向上を支援します。」と記載してはどうか。</p>	<p>【医師・看護人材課】 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>・また、特別修学資金の貸与や地域の産科医療機関への助産師出向に対する支援により地域偏在の解消に努めるとともに、<u>助産師の専門研修を通して、助産師の実践能力の向上を支援します。</u></p>	<p>資料1-2 P14</p> <p>資料1-3 P13</p>
6	八田委員	<p>ア 医師や助産師等人材の確保と育成 以下を加筆することを検討してほしい。 ○母子の切れ目ない支援のため、分娩取扱医療機関等の体制整備や地域包括ケアの推進に向け、助産師の確保並びに質の向上を図るとともにアドバンス助産師等が活躍できるよう支援に努めます。</p>	<p>【子ども家庭課、医師・看護人材課】 御意見を踏まえ、以下のとおり追加します。</p> <p>・母子の切れ目ない支援のため、分娩取扱医療機関等の体制整備や地域包括ケアの推進に向け、助産師の確保並びに質の向上を図るとともに、<u>専門性の高い助産師の積極的な活用を推進します。</u></p>	<p>資料1-2 P14</p> <p>資料1-3 P13</p>

鹿児島県保健医療計画（第8次計画）素案（周産期医療）に係る
各委員からの御意見及び対応（案）

No	委員名	意見概要	対応（案）	関連箇所
7	北村委員	<p>ア 医師や助産師等人材の確保と育成 ・「院内助産や助産師外来の活用など、産科医師から助産師へのタスクシフト／シェアの促進に努めます。」という部分を、（鹿児島県では院内助産や助産師外来を担える人材がほとんど育成されていないので）「タスクシフト／シェアの促進のために、助産師の専門研修がより必要になる。」と記載してはどうか。</p>	<p>【子ども家庭課】 「産科医師から助産師へのタスク・シフト／シェアの促進」には、促進のために必要となる研修等の実施を検討することも含むため、<u>現行のまま</u>とします。</p>	<p>資料1-2 P14 資料1-3 P13</p>
8	八田委員	<p>エ NICU等長期入院児に対する支援 以下を加筆することを検討してほしい。 ○NICUで治療を受け状態が落ち着いてきた児が在宅への移行に向け引き続き専門的なケア等提供するためGCUの整備に努めます。（P4のNICU等の整備状況のGCUの病床数の不足に対して）</p>	<p>【子ども家庭課】 GCU等の整備については、「イ周産期母子医療センター等の医療機能の確保と連携の充実」において、「安全で良質な周産期医療を提供するために、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センター等の高度な医療機能の充実を図るとともに、（中略）分娩リスクに応じた医療が提供できるよう努めます。」と記載しております。</p> <p>また、NICU等長期入院児の在宅移行に係る支援については、「エNICU等への長期入院児に対する支援」において、「NICU等入院中から、保健所、市町村、医療機関等が連携して児の円滑な在宅等への退院支援を行うとともに、（略）」と記載しております。</p>	<p>資料1-2 P14, P15 資料1-3 P13, P14</p>
9	八田委員	<p>エ NICU等長期入院児に対する支援 以下を加筆することを検討してほしい。 ○長期にわたって在宅医療を必要とする児・者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療的ケア児等やその家族を支える人材の育成並びに医療的ケア児等支援センターがその役割や機能を発揮できるよう支援します。</p>	<p>【障害福祉課】 御意見を踏まえ、以下のとおり追加します。</p> <p>・長期にわたって在宅医療を必要とする児・者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な人材の育成に努めるとともに、医療的ケア児等支援センター（令和5年9月開所）を核として地域の医療的ケア児等コーディネーターなど関係機関・団体との連携体制の下、支援の調整に努めます。</p>	<p>資料1-2 P15 資料1-3 P14</p>

鹿児島県保健医療計画（第8次計画）素案（周産期医療）に係る
各委員からの御意見及び対応（案）

No	委員名	意見概要	対応（案）	関連箇所
10	池田会長	<p>【図表5-4-36】小児科・産科医療圏の設定及び医療連携体制の構築について</p> <p>・「地域の拠点病院」の要件等を明確にしたうえで、地域毎の対象医療機関の再認識が必要ではないか。</p>	<p>【子ども家庭課】</p> <p>「図表 小児科・産科医療圏の設定及び医療連携体制の構築」に記載の医療機関数等は、二次保健医療圏域毎に策定している「地域医療連携計画」記載の地域医療連携に係る医療機関の情報を引用しています。</p> <p>従来二次保健医療圏域毎に策定してきた「地域医療連携計画」については、圏域編として第8次県保健医療計画に一体化することとなったため、現在策定作業を行っているところであり、周産期医療・小児医療における地域医療連携体制の構築に必要な医療機能の基準及び各医療機能を担う医療機関については今年度末に確定することとなっています。</p> <p>このため、今年度中に医療機関数等の更新を行うことは困難であることから、当該図表については第8次計画においては削除することとしたいと考えております。</p> <p>なお、医療機能の基準については、第8次計画（圏域編）に各圏域毎に記載され、各機能を担う医療機関一覧については、県HPに掲載予定ですので、公表があり次第、協議会委員の皆様へは別途情報提供させていただきます。</p> <p>「地域の拠点病院」の設定の考え方等については、参考資料4を御参照ください。</p>	<p>資料1-2 P17</p> <p>資料1-3 P16</p>